

## びほろブランド認証要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、美幌町がもたらす恵みから生み出される、美幌町の農林畜産物並びにその加工品・調理品等（以下「びほろ特産品等」という。）の中で特に優れた商品を、ブランド品として認証し、情報発信することにより、地域産業の振興と地域活性化に資することを目的とする。

### (認証)

第2条 この要綱において「認証」とは、事業者等から申請されたびほろ特産品等について、認証基準に適合した商品を、びほろブランド品（以下「認証品」という。）として認めることをいう。

2 前項の認証は、びほろブランド推進協議会設置要綱に基づき設置された、びほろブランド認証委員会（以下「認証委員会」という。）が行う。

### (認証基準等)

第3条 認証基準、審査基準・方法等については、認証委員会が別に定める。

2 認証委員会は、認証基準を定めたとき、又は改正をしたときは公表するものとする。

### (認証手続き)

第4条 認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書に、認証委員会が別に定める申請調書を添付して認証委員会委員長に提出(推進協議会経由)しなければならない。

2 申請書の提出時期については、別に定める。

### (審査)

第5条 認証のための審査は、認証基準に基づく書類審査のほか、必要に応じて申請者からの意見聴取、事業場等の現地調査等により行う。

### (決定)

第6条 認証委員会は、認証品として認証したときは、当該申請者に認証書及びマークを交付する。

2 認証委員会は、前項の認証に際し、必要と認める条件を付することができる。

3 認証委員会は、認証基準に適合しないと認めたときは、理由を付してその旨を当該申請者に通知する。

4 認証委員会は、審査結果をびほろブランド推進協議会（以下「推進協議会」という。）へ報告する。

5 推進協議会は、認証品を公表するとともに、認証品の表示、その他必要な事項を管理する。

### (認証の有効期限及び再認証)

第7条 前条第1項に規定する認証の有効期限は、認証した日から5年を経過した日の属する年度の3月31日までとする。

2 前項に規定する認証の有効期限が満了となる場合において、再認証を受けようとする者は、有効期限の2ヶ月前までに再認証申請書を認証委員会委員長に提出しなければならない。

3 第6条から第7条までの規定は、前項の再認証について準用する。

(認証内容の変更)

第8条 認証を受けた者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに認証委員会委員長(推進協議会経由)に変更届出書を提出しなければならない。

(1) 氏名又は名称若しくは代表者を変更したとき、又は住所等を変更したとき。

(2) 認証品の商品名を変更したとき。

(3) 認証品の規格、形状、包装及び容器に係るデザインを著しく変更したとき。

(4) その他認証申請書記載事項等に変更が生じたとき。

(認証の表示)

第9条 認証を受けた者は、認証品に認証を受けた旨の表示をすることができる。

(報告及び調査)

第10条 推進協議会は、認証を受けた者に対し、認証品の生産・製造並びに販売状況等について年一回報告を求める。

2 推進協議会は、必要があると認めるときは、認証品の調査を行うことができる。

3 推進協議会は認証委員会に対し、前項に規定する調査の実施について、協力を求めることができる。

4 調査は、認証を受けた者の他、原料供給者、委託製造者及び販売者に対して行うことができる。

5 推進協議会は調査結果を認証委員会に報告する。

(認証の取り消し)

第11条 認証委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、認証を取り消すことができる。

(1) 認証の取り消しの届け出があったとき。

(2) 認証基準に適合しなくなったと認めるとき。

(3) 前条第1項及び2項の規定による報告又は調査を正当な理由なく拒否したとき。

(4) 認証品の生産、製造若しくは販売を1年以上中止、又は廃止したとき。

(5) その他認証を取り消すべき重大な事由が生じたとき。

2 前項第1号の認証の取り消しの届け出は、認証取消届出書により行うものとする。

3 第1項の規定に該当することにより、認証を取り消された者は、原則として取り消しの日から1年を経過しなければ、新たな申請をすることができない。

4 認証委員会は、この要綱に重大な違反をして認証を受けた者、またはびほろブランドに対する信頼を失墜させる行為を行った者には、直ちに認証商品の取り消しを行うとともに、当該者からの再度の認証申請を受け付けないことができる。

5 認証委員会は、第1項及び4項の規定に基づき認証を取り消した場合は、当該者へ通知するとともに、運営委員会へ報告する。

6 推進協議会は、認証の取り消しがあったときは、その対象となる認証品及び認証を受けた者を公表することができる。

(認証を受けた者の責務)

第12条 認証を受けた者は、この要綱の規定を誠実に遵守するとともに、認証品の生産、製造及び販売を通じて積極的に美幌町のイメージ向上に努めなければならない。

2 認証品の品質、流通及び販売等に事故等の問題が生じたときは、直ちに推進協議会会長に報告しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に基づく申請、届出、報告及び通知等の様式は別に定める。

2 この要綱に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は平成28年10月26日から施行する。